

2015年2月20日

バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書「トレーディング勘定の抜本的見直し：検討中の論点について」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、バーゼル銀行監督委員会から提示された「トレーディング勘定の抜本的見直し：検討中の論点について」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

これまでわれわれは、銀行の業務運営やリスク管理と整合的であることを求めてきたが、この基本的な考え方を踏まえて、我々は以下のコメントを提出する。

これがバーゼル銀行監督委員会におけるルールの最終化に向けてのさらなる作業の助けとなることを期待する。

《 1：質問への回答》

質問 1

Q1. 本市中協議文書の3つのセクションで述べている具体的な精緻化についてどのように考えるか。

3つの分野の見直しについて、詳細な点までは未確定であるものの、いずれの論点もより実務上の観点を考慮した見直しが提案されていることから、その方向性は支持したい。ただし、以下の意見を付したい。

今般の標準的手法の見直しの目的は、一定のリスク感応度を維持しつつ、リスク量にかかる銀行間の比較可能性を向上させるところにあると理解している。ところが、用いられているパラメータ設定値は、過去の価格推移と比較して過度に保守的であり、リスク感応度が適切に保たれていない。加えて、主要通貨とその他通貨には市場の厚みに著しい違いがあるので、一律なパラメータ設定を行うことは、リスク感応度に歪みを与え、市場参加者に誤ったインセンティブを与えてしまうことになりかねない。具体的な問題点として、クロスカレンシーベースにかかる設定値が挙げられ、《 2：その他要望・確認事項》2.(2)に詳述する。

質問 2

Q2. このような具体的な提案は、簡素さ、比較可能性、リスク感応度の間の正しいバランスをとっているか。

標準的手法に関しては、キャッシュフロー方式から感応度方式に変更されたことにより、「リスク感応度」が高まったことについて高く評価できる。

一方、標準的手法が内部モデル手法の代替手法・バックアップ機能を担うという位

置づけを踏まえると、「簡素さ」をやや欠くものとなっている。例えば、非線形リスク（カーベチャー・リスク）に係る計算式は複雑であり、特に複雑なオプション性が内在する商品の取扱額が限定的な銀行にとっては、捕捉しようとするリスク対比で過大なコスト・負担が生じる懸念がある。従来捕捉できていなかった非線形リスクについて標準的手法に取り込むことを検討する意義は大きい反面、メリットと負担の適切なバランスについて十分検討いただきたい。

また、標準的手法が内部モデル手法のフロアに用いられることには強く反対する。なぜなら、過度に保守的な標準的手法が内部モデルのフロアに用いられると、銀行が自行のリスクプロファイルを踏まえた合理的な内部管理を行う意義が失われ、本来あるべき適切なリスク管理を阻害する恐れがあるからである。

また、勘定間の内部取引の取扱いについて、「exact match」という重要な検討ポイントについて、定義が明確でない点については、改善を強く要望する。

《 2 : その他要望・確認事項 》

1. 銀行勘定とトレーディング勘定間の内部取引の取扱い

(1) 勘定間の内部取引の扱い (Section 1.1、1.2)

勘定間の内部取引の扱いに関し、金利リスクに関する Core pass through approach において、内部取引と外部カバー取引の一致要件は、各国の会計原則・基準で認められている内容と同等としていただきたい。

一般事業会社と比較して、金融機関ではヘッジ手段としての内部取引を多用し、かつクロスボーダーで取引が行われている。このような状況において、すべての連結会社間取引および内部取引と全く同時同条件で外部取引を行うことは、時差や市場の取引実行可能性の問題もあり、困難な場合がある。

したがって、exact match の要件は、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる各国で定められている会計基準（本邦におけるヘッジ会計等）の要件と同等とすることを許容していただきたい（例えば、必ず3営業日以内に内部取引と同条件のカバー取引を実施する等）。

なお、仮に「契約条件の一致」に該当しない取引が存在した場合、当該内部取引も含め取り扱いが不明確であるため、妥当な方法を十分検討し明確化していただきたい。

(2) 為替リスクと金利リスクの双方を内包する商品の扱い (Section 1、Section 2.6.2、Annex 1 Paragraph 17、81)

金融機関の実務では、為替リスクは年限に関わらず相殺されるべきであり、フォワード取引、通貨スワップ取引等、為替リスクと金利リスクの双方を内包する商品については、そのリスクを「(スポット取引の) 為替リスク」と「金利リスク」に分解し、それぞれ別個に管理する手法が実務の慣行に合致しているため、こうした取扱いにするべきである。

仮に、こうした取引のリスクを全て「為替リスク」とするのであれば、「金利リスク」の取扱い（「金利リスクは計測不要」である旨等）を明確化していただきたい。

(3) 金利リスクの内部取引のオプション2 (GIRR Option 2) の取扱い (Section 1.2)

全ての「デスク」で行った内部取引を「仮想ポートフォリオ」に集約するとした場合、①当該ポートフォリオにつき、「収益認識される部署 (=内部取引を行った「デスク」)」と「リスク認識される(資本が割り当てられるべき) 部署」が異なるためリスクと収益の関係が曖昧になり銀行のリスク管理・権限管理が困難になる、②多くの子会社を有するエンティティの所要自己資本を算出する際、全ての子会社の内部取引を「仮想ポートフォリオ」に集約するのは技術的に困難、といった問題が生じる。

したがって、内部取引を集約する「仮想ポートフォリオ」を「デスク」別に設定することを許容すべきである。

2. 市場リスクの標準的手法の改定

(1) 標準的手法のフロアとしての扱い (Section 2)

標準的手法が内部モデル手法の fallback (内部モデル手法が否認された場合等の代替物) に用いられることは妥当であるが、標準的手法が内部モデル手法のフロアに用いられることには強く反対する。

過度に保守的で手法としても限界のある標準的手法が内部モデル手法のフロアに用いられると、銀行が自行のリスクプロファイルを踏まえた合理的な内部管理を行う意義が失われ、本来あるべき適切なリスク管理を阻害するおそれがあるからである。

(2) 標準的手法における各種パラメータの設定 (Section 2)

標準的手法における各種パラメータの設定値は、過度な保守性を排し、主要通貨とそれ以外で場合分けするなど、過去の価格推移を適切に踏まえるべきである。

今般の標準的手法の見直しの目的は、一定のリスク感応度を維持しつつ、リスク量にかかる銀行間の比較可能性を容易にするところにあると理解している。ところが、用いられているパラメータ設定値は、過去の価格推移と比較して過度に保守的であり、リスク感応度が適切に保たれていない。

加えて、主要通貨とその他通貨には市場の厚みに著しい違いがあるので、クロスカレンシーベースの時系列データ (参考資料) に表れているようにボラティリティ水準が大きく異なり、一律なパラメータ設定を行うことは、リスク感応度に歪みを与え、市場参加者に誤ったインセンティブを与えてしまうことになりかねない。流動性ホライゾンの設定のように、主要通貨とその他通貨とでは、パラメータを分けて設定すべきである。

個別商品の観点では、例えばクロスカレンシースワップは、銀行勘定の中期的な外貨調達手段として利用されることが多い。該当通貨の過去の価格推移にそぐわない過度に保守的なパラメータが設定されてしまうと、リスク量削減のため、外貨調達の短期化を促し、却って危機時のリスクを増幅するといった意図せざる悪影響を与える恐れがある。

例えば、ドル円およびユーロ／ドルのクロスカレンシーベースのヒストリカルデ

ータ（残存3年、5年。参考資料のとおり）を観察すると、60日の変動は最大でも50bp以内であり、通貨スワップのリスク量（資本賦課）としては最大でも想定元本の1.5%（=50bp×3年）、2.5%（=50bp×5年）程度で十分である。ところが、市中協議文書の手法では、為替リスクの感応度が8%から15%に変更になることに加え相関係数がそれぞれ0.90、0.65であるため、通貨スワップのリスク量（資本賦課）はそれぞれ想定元本の7%（ $\equiv \sqrt{(15\%^2 + (-15\%)^2 + 2 \times 0.90 \times 15\% \times (-15\%)}$ ）、13%（ $\equiv \sqrt{(15\%^2 + (-15\%)^2 + 2 \times 0.65 \times 15\% \times (-15\%)}$ ）となり、明らかに過大である。

仮に市中協議文書の手法に従わざるを得ないとしても、リスク量を適切な水準とするためには、バケット間の相関係数は、少なくとも主要通貨ペア（米ドル、ユーロ、円、英ポンド、スイスフラン、豪ドル、カナダドル）においては、3年で0.995以上、5年で0.986以上が適切である^(注)。

(注) バケット間の相関係数を0.995として計算すると、内包されるリスク量は $\sqrt{(15\%^2 + (-15\%)^2 + 2 \times 0.995 \times 15\% \times (-15\%)}$ = 1.5%、0.986として計算すると $\sqrt{(15\%^2 + (-15\%)^2 + 2 \times 0.986 \times 15\% \times (-15\%)}$ \equiv 2.5%となり、前述の妥当な水準に見合うものとなる。

(3) 感応度分析 (SBA) における「sensitivities」の定義 (Section 2、Annex 1 Paragraph 20)

市中協議案には、「For the interest rate risk factors, “market rates” (and not “zero coupon rates”) should be used to construct the risk-free yield curve, consistent with the validation standards and the “use test” set out in Section 4.」において、一般金利リスクのリスクファクターに使用するセンシティブティについては、「ゼロクーポンレート」ではなく「マーケットレート」を使用することとある。しかし、各金融機関が適切と考えるレートを基にセンシティブティを計算している現在の実務慣行と照らして、センシティブティの計算においては、“use test”での妥当性の確認を条件に、「ゼロクーポンレート」や、「マーケットレート」を基に作成した「パーレート」を使用することを許容していただきたい。

(4) 「disallowance factor method」における所要自己資本量の算出方法 (Section 2.2.2)

同一カーブ、同一年限に対する「sensitivity」については完全なネットアウトを許容すべきである。これを許容しない場合、存在しないベースリスクについて資本賦課を行うことになるためである。

また、「disallowance factor」を用いてネットティングを行う場合、ネットティングを行う単位によって算出結果が大きく異なることが予想されるため、ネットティングを行う単位を明確化すべきである。

(5) 標準的手法における為替リスクの「disallowance factor」の取扱い (Section 2.2、Annex 1 Paragraph 81~86)

為替のスポットレート変動においてベースリスクは存在しないため、標準的手法の為替リスクにおいて、「disallowance factor」あるいは代替としてのベースリスク相関といった概念は導入する必要がないことを確認したい。

(6) 「correlation method」におけるリスクファクターの設定 (Section 2.2.2)

本市中協議文書で提案されている方法では、市場リスク計測を精緻化するためリスクファクターの種類を増やすと結果的に所要自己資本量が増えるため、精緻化のインセンティブを損なう。したがって、「correlation method」で用いるリスクファクターの種類については、例えば「IBOR(InterbankのMoney market Rate)」と「OIS」の2つといったようにより詳細に明確化すべきである。

(7) 標準的手法における「vega risk」の取扱い (Section 2.4)

「vega risk」の把握において、スマイル等も勘案したリスクを把握することが検討されているが、スマイル等に係るリスクはそれほど大きくない一方で算出が大幅に複雑になることから、スマイル等にかかるリスクの把握は標準的手法では不要としていただきたい。

また、標準的手法における「vega risk」の掛目につき、前回 QIS 時の 25%から 55%に増加した理由についても明確化いただきたい。

(8) カーベチャーリスクの算出方法 (Annex 1 Paragraph10、37)

①29 頁の Paragraph 37 のローに関する記載は削除すべきと思われる。GIRR に対するカーベチャーリスクを算出する際、「パラレルシフト (若しくは同時シフト)」が仮定されているため、Grid 間の相関関係は算出に用いられない。したがって、Annex 1 Paragraph37 の前半は無用な規定であると考ええる。

②Annex1 10(a) のカーベチャーリスクの定義式中、 Σ 記号の適用範囲が不明確であるため、明確化いただきたい。

(9) クレジットスプレッドに対する感応度の計算 (Annex 1 Paragraph 12)

国債、地方債および高格付の短期社債等については、クレジットスプレッドに対する感応度の計算に簡便的な方法を認めていただきたい。

こうした商品についてはスプレッド、ボラティリティともに小さいと考えられるため、クレジットリスクに係る感応度の算出においては、例えば時価残高に一定の掛け目を乗じる方法のような、簡便的な算出方法を許容いただきたい。

(10) 標準的手法における株式リスクの取扱い (Annex 1 Paragraph 61)

equity risk の算出ロジックが為替レートの水準によって左右されると、リスク管理の実務上困難が生じうるため、equity risk における size の判定には USD のみならず、自国通貨建ての基準も許容すべきと考える。

(11)標準的手法におけるバケットを跨ぐリスク量の統合方法 (Annex 1 Paragraph 8 (d))

バケットを跨ぐリスク量の統合手法は、現在の市中協議文書の算式ではネガティブバリエーションが生ずるため検討継続中と認識するが、現行の $S_b = \sum Wsk$ に替えて $S_b = \max(\min(\sum Wsk, Kb), -Kb)$ とする等の代替案も踏まえ、各バケットのネット感応度の正負は適切に反映する手法とすべきである。

リスク計測がポートフォリオのプロファイルを適切に踏まえていないと、本来あるべきリスク管理を阻害するおそれがあるからである。

3. 内部モデル手法における市場の流動性減退リスクの組入れ

(1)内部モデルにおける流動性ホライズンのスケーリング (Section 3)

本市中協議文書では、内部モデルのベースホライズンは一律 10day が提案されているが、トレーディング業務のなかでも流動性の高い資産については、ロスカットルール、リミット管理、リスク計測モデルのバックテスト検証等といったリスク管理全般にわたって、1 day ホライズンを基準にした実務が定着している。したがって、こうした管理実務との整合性を高めるために、流動性の極めて高いリスクファクター ($n=10$) で構成するポートフォリオに限っては、1 day ホライズンの期待ショートフォールをベースに 10day に保有期間調整する対応を許容していただきたい。

こうした考え方は、これまで経験したストレス時における資産処分の可能性を踏まえても合理的であると考えられる。

なお、仮に、上記手法が認められない場合、以下の点が問題となりうる。即ち、FRTB が定める Moving Window 法では 1 営業日のマーケット変動が保有期間の日数分、重複して用いられるという問題点があることが知られている。実際、FRTB においては観測期間はもっとも厳しいストレス時である 12 ヶ月を用いることとされているが 12 ヶ月の営業日数は 250 日程度であり、97.5%の ES は上位 6、7 位程度 ($250 \times 2.5\% = 6.25$) の損失で決まってしまうにも拘らず 10 日の Moving Window 法では一日の営業日の動きが 10 回用いられるため、最悪の場合、1 日のマーケット変動で ES が決まってしまうこととなる。このことは FRTB において「97.5%相当の ES にて市場リスクを計測する」という原則から著しく乖離した結果となる。

(2)「cascade 方式」の採用 (20 頁 Box 3 footnote 2)

流動性ホライズンの勘案方法は「cascade 方式」に統一すべきであると考え。20 頁の脚注 2 は第 2 次市中協議文書 (CP 2) での期待ショートフォールの算出方法に基づいた記載であるため、削除すべきと思われる。

(3)流動性ホライズンの取扱い (20 頁 Box 3 Paragraph 181 (k))

脚注 3 で記載の USD/EUR、USD/GBP 等は、一般的に“liquid currency pairs”であると思われるため、脚注 3 は、“FX rate (other currency pairs)”ではなく、その上の“FX rate - liquid currency pairs”に付されるべきものであると思われる。もしそ

うであれば、脚注3の対USDクロスレート（計19個）の流動性ホライズンが10日であれば、JPY/GBP等のクロスレート（計171個）についても、10日の流動性ホライズンが適用されるべきであると思われる。

4. その他全般的事項

(1) 十分な準備期間

本規制案を導入するにあたっては、システム開発に必要な期間等も考慮のうえ、十分な事前準備期間を設けていただきたい。

「トレーディング勘定の抜本的見直し」については、従来の規制内容と大幅な変更となることから、システム対応や社内態勢の整備には相応の期間を要するものと見込まれる。特にシステムに関して、これまでのシステムの計数がそのまま使用できず、新システムの導入や従来のシステムへの機能追加が必要となるため、最終規制文書の公表後少なくとも3年程度は準備期間をいただきたい。

(2) 「asset class」という用語の使用方法

「asset class」という用語の定義を明確化すべきである。例えば、Annex 1 Paragraph 8における「asset class」と、Annex 1 Paragraph 108の「asset class」など、箇所により異なる意味で使用されていると考えられるため。

(3) 「デスク」の定義

組織の設置の仕方は各国の金融機関によって様々であり、画一的な基準は馴染まないため、「デスク」の定義については法域の裁量に委ねていただきたい。

以 上

(参考資料) クロスレンシーベースの変動幅

